

諸外国（EU、米国、ノルウェー）の漁業と漁業政策の概要

平成19年8月
水産庁

I EUの漁業と漁業政策

1 EU漁業

- ・1960年代後半には700万トンを超える漁獲を上げ、その後700万トン前後で安定した漁獲を保っていたが、1990年代後半から急激に減少し、2004年には500万トン強となっており、減少傾向が続いている。
- ・2005年の漁業従事者数は約24万人。
- ・自給率（全体）は1990年代までは概ね70%台を維持していたが、2001～2003年の平均では62.8%まで低下している。
- ・自給率（食用）は、1990年代前半には60%台を維持していたが、2001～2003年の平均では56.5%まで低下している。

2 EUの漁業政策

(1) 共通漁業政策

加盟国の排他的経済水域をEUの共通海域として管理するため、また、EU域内国の漁業の構造改革を進めるため、1993年より「共通漁業政策」を策定している。「共通漁業政策」に基づき、

- ・共通海域での漁獲対象種にTACを設定
- ・TACは国別に配分され、漁獲量の管理は各国が実施
- ・加盟各国は、TACによる管理に加え、操業許可制度により、操業期間、操業海域、漁具の規制（インプット規制）を実施

(2) グリーンペーパー（共通漁業政策の将来について）

2001年3月にEUはこれまでの共通漁業政策の問題点と今後の改善点をまとめたグリーンペーパーを発表。グリーンペーパーは、

- ・現在のトレンドが続くと多くの資源は壊滅してしまうこと
 - ・共同体の船舶の漁獲の能力は持続可能な漁獲水準をはるかに超えていること
 - ・将来的に共同体の漁業セクターは、生き残ったとしても今日のものよりかなり小さくなるに違いないこと
- 等を指摘している。

(3) 現行の共通漁業政策のポイント

- ・各国毎に漁獲能力の上限（漁船の総トン数及び推進機関の総馬力数）を設定
- ・資源状況の悪化が著しい資源（タラバク等）については「資源回復計画」を策定

し複数年にわたる資源管理を確保

- ・ 漁船の新造、第三国への輸出・移転に対する公的支援は2004年末に打ち切り。漁獲努力量の削減に対する支援は引き続き実施

(4) 財政支援措置

- ・ 漁業の「構造改革」を進めるため、2000～2006年に総額37億ユーロのEU全体としての財政支援措置を実施。主要支出事項は、①漁獲努力量の調整（減船）②漁船の更新及び装備の近代化③加工流通対策④養殖業の振興⑤漁港施設整備（注：漁港の基礎的な設備（ハード）は共通漁業政策予算には含まれていない）⑥技術開発等。
- ・ 財政支援措置は、2007～2013年の間、総額38億ユーロの規模で欧州漁業基金として実施される見込み。

3 資源管理の現状

タラはEU水域において極めて重要な資源であるが、年々減少を続け、2004年には約15万トンと資源水準は大きく低下している。

4 個別割当について

- ・ EUでは、TACは国別に配分され、漁獲管理を個別割当で行うか否かは国によって分かれている。具体的には、漁業国13カ国のうち11カ国が何らかの漁業にIQ方式を採用しており、また、このうち4カ国（デンマーク、ドイツ、英国、オランダ）がITQ方式を採用しているが、これらの国においても、全ての漁業がこれらの方式で管理されている訳ではなく一部の魚種に限られている。

5 水産資源の位置付け(所有権取得について)

天然の水産動植物は無主物であり、その所有権は無主物占有の考え方に基づき漁獲者に帰属することとされている。

Ⅱ 米国の漁業と漁業政策

1 米国の漁業

- ・ 1988年以降、これまで外国漁船が漁獲していた生産量が国内生産に切り替わるにより漁獲量が急激に増加、1990年代には約450万トン強の漁獲量となったが、その後若干減少し、現在では約450万トン弱の規模でほぼ横ばいとなっている。
- ・ 1990年代前半に85%以上あった水産物自給率（全体）は、国内生産が若干減少傾向にあることと輸入の急増により、2001～2003年の平均では71.8%まで低下している。
- ・ 水産物自給率（食用）は、1990年代前半の80%台から、2001～2003年平均の67.5%まで低下している。
- ・ 米国EEZ内の操業許可を有する米国漁船の数は、25,000～27,000隻と推定されている。

2 米国の漁業政策

（1）米国の漁業管理政策

- ・ 米国における漁業管理は、1976年に制定された「マグナソンスティーブンス漁業保存管理法」を基本に運用されている。
- ・ 同法の規定により設置された地域漁業管理委員会は、管轄海域での漁業資源を適切に保存管理するため、漁業管理計画を策定。
- ・ 漁業管理計画には、具体的な漁業管理、資源管理の手段として、総漁獲量規制、漁船漁具の制限、禁漁期／禁漁区、体長／体重制限など様々な方策が講じられている。

（2）漁獲量の個別譲渡割当方式の運用

- ・ 個別漁獲割当（IFQ）が実施されている漁業は8種類である。IFQが実施されている資源の米国全体の水揚量、水揚金額に占める割合は、水揚量ベースで2%、水揚金額ベースで10%となっている。
- ・ 1996年の「マグナソンスティーブンス漁業保存管理法」改正にあたっては、ITQについて包括的な議論をまとめた議会ペーパーが提示されており、本ペーパーではITQについて、
メリットとして、
 - ①漁獲のシュアが確保されているので、過剰漁獲を減少させ、最も経済的な漁獲方式が選択できる。
 - ②漁業者は水揚時期を選択できるので魚価について価格交渉力を持つことができる。デメリットとして、

- ①新規の参入者はクォーター確保の経費が必要となるので、その参入が阻害される。
- ②クォーターを最大限利用しようとして小型魚の投棄や漁獲のごまかしが生じやすくなる。
- ③漁獲の独占・寡占により魚価が固定化しやすくなる。
- ④漁船数や雇用の減少により沿岸コミュニティの存続を危うくする。
といったような点が指摘されている。

3 水産資源の位置づけ(所有権取得について)

天然の水産動植物は無主物であり、その所有権は無主物占有の考え方にに基づき漁獲者に帰属することとされている。

Ⅲ ノルウェーの漁業と漁業政策

1 ノルウェーの漁業

- ・1980年代後半に大きく落ち込んだが、近年は持ち直し、高い水準で安定的に推移している。
- ・ノルウェーの漁業生産の特徴として主要4～5種（ブル・ホウイング、ニシン、タラ、セイウチ）で漁獲の8割近くを占めており、全体としてみると魚種組成が比較的単純である。
- ・約30,000人弱の漁業者がいた1980年代より、2004年には漁業者はほぼ半減。近年の減少率はわが国を上回っている。
- ・漁船隻数は減少傾向にあり、2005年現在の登録漁船数は、7,721隻。新船の建造も行われているが、特に近年、15m以上の船舶の建造は少なくなっている。
- ・ノルウェー漁船の船齢は高く、2005年現在の平均船齢は25.1年である。また、年々上昇する傾向にある。

2 ノルウェーの漁業政策

- ・タラ、ニシン、サバ等の主要魚種についてはTAC管理が行われており、水揚げされる魚の約95%が対象となっている。
- ・TACは漁船グループ別に配分され、一義的にはその単位で管理される（グループ 割当量：GQ）。
- ・ノルウェーではITQが実施されている、といわれることがあるが、ノルウェー政府に確認したところ、「ノルウェーでは、クォーターは船舶に付随しており、クォーターだけ独立して移譲することは出来ないため、これはITQシステムではない」との回答を得ている。